

飯島町電子入札実施要綱

令和 7 年 3 月 31 日

訓令第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する業務(建設工事の請負及び建設工事に係る測量、調査、設計、工事監理その他の業務委託並びに製造の請負並びに物品等の購入に係る業務をいう。以下「対象業務等」という。)に係る競争入札において、電子入札を実施することに関し、飯島町財務規則(平成 26 年飯島町規則第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 対象業務等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札をいう。
- (4) I C カード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(対象業務等)

第 3 条 電子入札の対象業務等は、飯島町指名業者選定委員会要領(平成 13 年飯島町訓令第 5 号)の規定に基づく業者選定委員会が指定するものとする。

(入札の公告等)

第 4 条 予算執行者(規則第 2 条第 2 号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。)は、電子入札により入札を実施するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知(以下「指名通知」という。)においてその旨を指定し、規則第 114 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (2) その他電子入札に関し必要な事項

2 前項の指名通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(利用者登録)

第 5 条 電子入札に参加しようとする者(以下「電子入札者」という。)は、I C カードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 電子入札者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格の登録)

第 6 条 予算執行者は、電子入札により入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第7条 電子入札者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書を電子入札システムにより、公告又は指名通知で指定した日時(以下「入札書受付締切日時」という。)までに提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された入札書の引き換え、変更又は取消しは、認めない。

(紙入札)

第8条 前条の規定にかかわらず、やむを得ず紙入札書により入札に参加しようとする者(以下「紙入札者」という。)は、公告等で指定した日時までに紙入札方式承諾願(別記様式)を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定により紙入札が承諾された紙入札者は、電子入札により当該入札に参加することはできないものとする。

(入札の辞退)

第9条 電子入札者は、指名通知受理後に当該入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

(開札)

第10条 予算執行者は、公告又は指名通知で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

2 紙入札者があるときは、紙入札書を開札し、入札書記載金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録した上で当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、当該入札事務に関係のない職員又は予算執行者が任意の電子くじ番号を登録できるものとする。

(入札の無効)

第11条 電子入札者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 入札に際し不正な行為があったとき。

(2) 電子証明書を不正に使用したとき。

(3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。

(4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき、ただし、入札執行者がこれを承諾した場合は、この限りでない。

(落札者等の決定)

第12条 予算執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第13条 予算執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により

必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、落札決定を保留した旨を電子入札システムにより電子入札者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときその他これによることができないときは、別途通知するものとする。

（災害時の対応）

第 14 条 予算執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札の執行が困難と判断したときは、入札書等提出締切日時若しくは開札予定日時の変更又は延長、紙入札への変更、入開札の取りやめその他必要な措置を講ずるものとし、当該措置の実施に当たり必要となる事項を入札参加者に通知するとともに、町ホームページに当該事項を掲載するものとする。

（従来の要綱等との関係）

第 15 条 電子入札案件に関し、この要綱に定めのない事項については、原則として紙入札における「飯島町事後審査型一般競争入札要領」等（以下「従来の要綱等」という。）による。

2 電子入札案件に関し、従来の要綱等の定めがこの要綱と抵触する場合は、この要綱による。

3 電子入札案件に関し、従来の要綱等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第8条関係）

紙入札方式承諾願

年 月 日

（宛先）飯島町長

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の電子入札案件について、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式による参加を承諾願います。

記

1 案件名

2 電子入札システムによる参加ができない理由